介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の留意点について

指定居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから指定居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる都度、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の提出が必要になります。

介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わっても、地域包括支援センターから委託を受けて引き続き担当する場合は、利用者の住所地の担当地域包括支援センターに連絡し、地域包括支援センター名の入った「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と、「介護予防サービス・支援計画書原案作成等に係る依頼書」を受け取り、指定居宅介護予防支援事業所が「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」を高齢介護室に提出してください。

届出がなかったり遅れたりした場合、請求が月遅れになることがありますのでご注意ください。

＜例＞

ある利用者について、令和6年4月から通所型サービス（現行相当）と介護予防福祉用具貸与を利用しており、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当していたが、令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をせず、令和6年6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合。

	提供サービス	担当事業所 給付管理	手続き
4月	介護予防支援	指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所が、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と介護保険証を高齢介護室に提出
5月	介護予防 ケアマネジメント	地域包括支援 センター	①指定居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と「介護予防サービス・支援計画書原案作成等に係る依頼書」を受け取る。 ②指定居宅介護支援事業所が、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と介護保険証を高齢介護室に提出
6月	介護予防支援	指定居宅介護支援事業所	指定居宅介護支援事業所が、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」と介護保険証を高齢介護室に提出